

2026年
10月施行

『カスハラ対策』 『就活セクハラ防止措置』 義務化への 実務対応セミナー



2026年10月から、「カスタマーハラスメント(カスハラ)対策」および「就活セクハラ防止措置」が法律上義務化されます。従業員や求職者を守るため、企業には『方針の明確化』『相談窓口の整備』『対応マニュアルの作成』『社員教育』『再発防止体制の構築』など、具体的な対応が求められます。本セミナーでは、法改正の概要だけでなく、実際に企業がどのような準備を進めればよいのかを、中小企業にも分かりやすく実務目線で解説いたします。「従業員を守る会社」「安心して応募できる会社」であることが、これからの採用・定着・企業信頼につながる時代です。法施行前に、今から準備を進めていきましょう。

8月6日 木 13:30~
15:00

セミナー内容

- どこから「カスハラ」になるのか
- オンライン面接も対象!? 「就活セクハラ」とは
- 企業が整備すべき相談体制と対応ルール
- 就業規則・社内規程の見直しポイント
- 実際の現場で起こり得る事例と対応方法

会場

社労士法人 村松事務所
(浜松市浜名区本沢合829)

定員

会場：10名 WEB：30名
(先着順)

参加費

一般企業様：11,000円/人(税込)
顧問先企業様：無料

講師

特定社会保険労務士
戦略経営MBA 村松貴通

お申込みをお待ちしております

FAX

053-586-5579

会場開催に参加

WEB開催に参加

事業所名

業種

従業員数

名

所在地

〒

役職(所属)

氏名

電話

E-mail
アドレス

E-mail
アドレス

※お申込にかかるお客様の個人情報については本件以外では使用しません。



社会保険労務士法人 村松事務所
株式会社浜松人事コンサルタント

〒434-0014 浜松市浜名区本沢合829
TEL: 053-586-5318 FAX: 053-586-5579

村松 社労士



HPからの申込はこちら➔

